

法律知識ゼロから予備試験合格を狙う！

# 基礎集中講義

短期合格者と同じ！「アウトプット重視」の基礎講座。  
2026年からのCBT対策に完全対応したオプション講座群。

通信部 WEB 受講 / 全 312 時間



合格総合プロデューサー  
原 孝至先生

## Together We Walk. 一緒に歩む 312 時間。

ここが凄い基礎集中講義。

1. Web 講義だから好きな時に聞くことができる
2. ユニット制で受講しやすい
3. テキスト・配布資料もすべてダウンロードできる
4. 講座音声もダウンロードできる
5. 記憶アプリでスキマ時間を記憶の時間へ

いつでも受講開始可能。受け方は自由自在、部活で忙しい学生の方も安心。あなただけのカリキュラム設定が可能です。

受講者フォロー充実！  
納得の¥387,855<sup>※</sup><sub>(税込)</sub>

※辰巳価格¥408,300(税込)を東京大学生協にてご購入の場合。



### 学習サロン&講義音声 DL

原先生がオンライン&  
オフラインでサポート



移動時間が復習時間に  
早変わり



### 記憶アプリ導入



短答復習アプリ



定義記憶アプリ





## 解くため、書くための 思考と知識を習得します。

辰巳専任講師・弁護士

原 孝至先生

早稲田大学法学部卒・早稲田大学法科大学院(未修者コース)修了。司法試験合格直後から辰巳法律研究所の教壇に立ち、辰巳のスタンダード論文答練、全国公開模試を通じて1,000通以上の答案を採点・添削。2012年以降は辰巳法律研究所で毎年基幹講座を担当している。

### 基礎集中講義



1年目

1日 1unit なら 1年で 修了できる

### 予備試験対策オプション

基礎力パック対象講座

- 基本事例 100 選
- ファースト論文答練
- 辰巳の論文答案個別指導
- 予備試験 CBT 論文答練
- 論文対策講座
- 短答対策講座

7月

予備試験短答式試験

論文直前答練

9月

予備試験論文式試験

2年目

2年目からは予備試験対策講座に Step up

### 講座仕様

#### 受講形態

通信部 WEB スクール

#### 科目

##### ●基礎1周目 全 36 時間

オリエンテーション 1 時間  
憲法・民法・刑法・商法・民訴法・  
刑訴法・行政法 各 5 時間

##### ●基礎2周目 全 276 時間

憲法 30 時間 / 民法 66 時間 /  
刑法 45 時間 / 商法 30 時間 /  
民訴 27 時間 / 刑訴 27 時間 /  
行政 27 時間 / 民事実務 12 時間 /  
刑事実務 12 時間

#### 教材 (冊子版 / PDF 版)

##### ●基礎1周目

①講座テキスト  
②講師作成レジュメ

##### ●基礎2周目

①スタンダードテキスト  
②基本事例問題 100  
③実務基礎ハンドブック

### こんな講座です！

インプット偏重の旧来の入門講座ではなく、予備試験の傾向に合わせ、短期合格者の勉強法を取り入れた最新の法律入門講座です。

*Teacher*

講師は基礎講座担当歴 10 年以上のプロ講師・原孝至先生が担当します。原先生の講義は「法律の講義なのに授業が面白いのは初めて」と評判で、「1 時間の講義があっという間」と評判です。ぜひ YouTube の無料体験講義を受講してみて下さい。他校の基礎講座とは違うと思って頂けるはずです。

*Teaching Materials*

レジュメは法律資格専門予備校として 50 年の歴史を持つ辰巳法律研究所が作った「予備試験合格これ 1 冊」のスタンダードテキストと初学者でも勉強しやすい論文問題を全科目で 100 セレクトしたアウトプット教材「基本事例問題 100」をご用意しました。予備試験合格に必要な知識の 9 割が網羅されています。

*Tools*

次に学習フォローとして講座専用アプリをご提供します。移動時間、待ち時間も勉強時間に代えて頂けるよう、短答・論文それぞれのアプリをご用意。さらに毎回の講義は音声データでご提供。スマホに落とせば、移動中も講義を聞くことができます。

### ◇受講スタイル

基礎・短答・論文を同時進行。  
これが短期合格者共通の学習法。

学生はこう合格する

学生の強みは時間の融通が利くところにあります。この利点を活かして、短期合格者の学習方法をまねましょう。具体的には、とにかく積極的に短答 (右写真) を解き、答案を書きましょう。学習初期から、解けば解くほど、書けば書くほど合格に近づきます。その上で、学校の行き帰りとスキマ時間に、講義の復習と暗記物を突っ込むのがおススメです。集中力を高め、短答を約 3 か月で突破した方もいます。ぜひ頑張ってください。



# 辰巳の基礎集中講義【教材】

## ◇スタンダードテキスト

### 「これ1冊」スタンダードテキストの特徴と価値

スタンダードテキストは、法律を学ぶ学生の皆さんのが基礎知識を効率的に習得できるよう設計された教材です。このテキストの最大の特徴は、その名前が示す通り「これ1冊」で完結することにあります。法律学習において必要な重要判例や基本的な学説を網羅しており、学習過程で追加の文献を探す手間を省くことができます。

#### 受講生の声

基本から細かく書いてあって、科目ごとに全体の流れが分かってて、それがとてもわかりやすかったと思います。

判例の引用なども判旨の重要な部分の引用が多くされていて、それがとてもわかりやすかったと思います。

【法律】

## 第2章 包括的基本権

### 第1節 幸福追求権

(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

13条前段の個人の尊重は、後段の「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と一体化し、「個人の尊厳」原理が、立法・行政・司法の各国家用に貫徹されなければならないということを規定する。したがって、13条は人権保護の一般原理を示したものであるということができる。

ここでは、それほどまらず、幸福追求権それ自体に具体的権利性を認めることができるか、その内容をどう考えるべきかが問題となる。

#### I 幸福追求権の具体的権利性

第1 議論の背景

1960年代以後、従来の人権カタログには含まれない「新しい人権」が生まれるようになった。環境権、日照権、情報権、アクセス権、プライバシー権、煙草権、さらには、豊かに生きる権利というようまで、数えあげればきりがないほどである。このような新しい人権が生まれるようになった要因としては、次のようなことが考えられる。

① 国民の憲法意識が高まり、憲法が国民の日常生活のうちに浸透したこと

② 憲法制定後今日に至るまでの社会的変動が激しく、また国民の多様化したこと

③ 新しい社会的要求に対して、政治部門の対応が遅れることがあ

④ 社会的変動に応じなければならぬといき現代の法秩序の基本らみで、憲法の諸規定を、人権の実質的保障のために、時代の要

## 第2 具体的権利性の有無

論点01 幸福追求権の具体的権利性の有無は、以上のような背景において主張されるようになった権利が侵害された場合に憲法に基づき裁判上の救済を受けることができるかという問題である。

A 消極説

具体的権利を保障したものではない。

(理由)

① 具体的内容をもつた法的権利というにはあまりにも漠然としている。

② 憲法には詳細な人権規定がある。

③ 国政の一般原理の宣言と個別の具体的権利の保障とは両立しない。

B 積極説（通説）

具体的権利を保障したものである。

(理由)

① 憲法の人文宣言のカタログは歴史的に認められた重要性のあるものを列挙したもので、人権がそれに該当するという趣旨ではない。

② 憲法制定当時は予想もしなかった法益侵害が、社会の進歩・複雑化に伴って生じてきており、これを憲法上の権利とみて救済する必要が生じている。

③ アメリカ独立宣言当時の幸福追求権は、個別的・具体的権利を内包するものであった。

口判例 京都府学連事件 最大判昭44.12.24. 百選I №18

【事案】 京都府学連主催のデモ行進に参加した際に警察官に写真を撮影されたデモ隊員が、肖像権の侵害としてその適法性を争った。

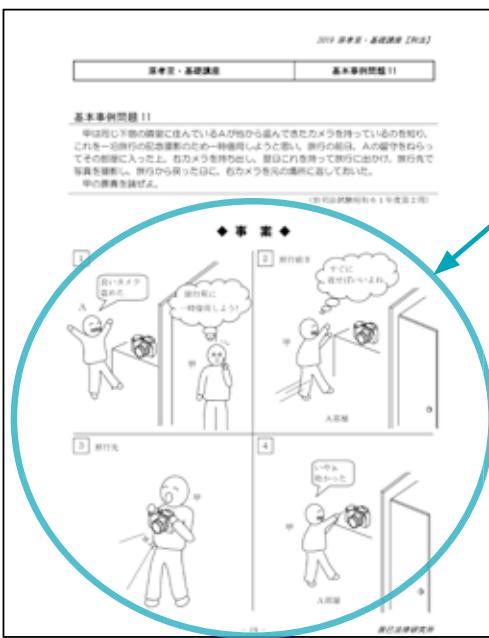
【判旨】 「個人の私生活の自由の1つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容よう、姿態を撮影されない自由を有する」。「これを肖像権と称するかどうかは別となく、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容よう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない」。

## ◇講義レジュメ「基本事例問題100」

講義では、原講師とともに司法試験・予備試験の問題を単純化した「基本事例問題」を検討しながら（OUTPUT）、試験に合格するために必要な知識を、必要な形で入れていきます（INPUT）。

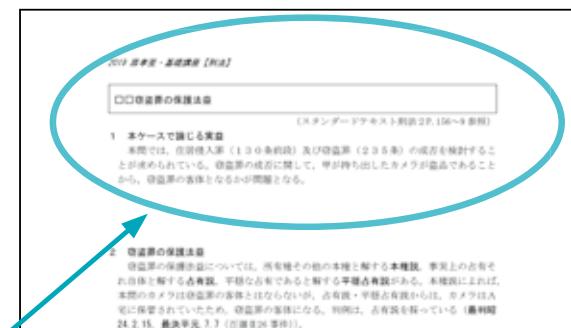
#### 受講生の声

穴埋めの形式がとられていて、初学者にも重要な部分が一目で分かりました。



#### Point

事案は図式化され、初学者が視覚的に理解できるよう工夫されています。



#### Point

事案に則した実益を確認し、法律上の主張・反論を行うために必要な知識を学びます。

##### 基本事例問題11

甲は同じ下宿の部屋に住んでいる乙が毎日から盗んできたカメラを持っていました。甲が、これで一定の行為の記録撮影のため一時保管しようと思つた。前日の前日、甲の留守をねじつてその部屋に入りました。右カメラを持ち出し、各自これを待つて旅行に出かけ、旅行先で写真を撮影し、旅行から戻った日に、右カメラを先の旅館に置いておいた。

##### 甲の詳義を挙げよ。

##### (新司法試験問題第4年年度第2回)

##### 【参考】

##### 1. 甲が右カメラを保管するため、Aの部屋に留守をねじつて旅行に出かけた行為について。(1) (130条前段) が成立しない。

##### 2. 下記の部屋も該当しておらず、Aの( )に使用される施設なので、「住居」にあたる。

##### 3. そしてAの部屋に無断で入るときは、管理者Aの( )に反する立ち入りをしており、「侵入」が認められる。

##### 4. したがって、Aの( )に成立する。

##### 5. 次に、甲が右カメラを盗用した行為について。(2) (235条) が成立しない。

##### 6. カメラは甲が他の部屋に盗んだもので、Aに所有権がない。

##### 7. つまり、この場合も「他人の財物」に該当するだろう。

##### 8. したがって、( )に該当する。

##### 9. したがって、( )に該当する。

##### 10. したがって、( )に該当する。

##### 11. したがって、( )に該当する。

##### 12. したがって、( )に該当する。

##### 13. したがって、( )に該当する。

##### 14. したがって、( )に該当する。

##### 15. したがって、( )に該当する。

##### 16. したがって、( )に該当する。

##### 17. したがって、( )に該当する。

##### 18. したがって、( )に該当する。

##### 19. したがって、( )に該当する。

##### 20. したがって、( )に該当する。

##### 21. したがって、( )に該当する。

##### 22. したがって、( )に該当する。

##### 23. したがって、( )に該当する。

##### 24. したがって、( )に該当する。

##### 25. したがって、( )に該当する。

##### 26. したがって、( )に該当する。

##### 27. したがって、( )に該当する。

##### 28. したがって、( )に該当する。

##### 29. したがって、( )に該当する。

##### 30. したがって、( )に該当する。

##### 31. したがって、( )に該当する。

##### 32. したがって、( )に該当する。

##### 33. したがって、( )に該当する。

##### 34. したがって、( )に該当する。

##### 35. したがって、( )に該当する。

##### 36. したがって、( )に該当する。

##### 37. したがって、( )に該当する。

##### 38. したがって、( )に該当する。

##### 39. したがって、( )に該当する。

##### 40. したがって、( )に該当する。

##### 41. したがって、( )に該当する。

##### 42. したがって、( )に該当する。

##### 43. したがって、( )に該当する。

##### 44. したがって、( )に該当する。

##### 45. したがって、( )に該当する。

##### 46. したがって、( )に該当する。

##### 47. したがって、( )に該当する。

##### 48. したがって、( )に該当する。

##### 49. したがって、( )に該当する。

##### 50. したがって、( )に該当する。

##### 51. したがって、( )に該当する。

##### 52. したがって、( )に該当する。

##### 53. したがって、( )に該当する。

##### 54. したがって、( )に該当する。

##### 55. したがって、( )に該当する。

##### 56. したがって、( )に該当する。

##### 57. したがって、( )に該当する。

##### 58. したがって、( )に該当する。

##### 59. したがって、( )に該当する。

##### 60. したがって、( )に該当する。

##### 61. したがって、( )に該当する。

##### 62. したがって、( )に該当する。

##### 63. したがって、( )に該当する。

##### 64. したがって、( )に該当する。

##### 65. したがって、( )に該当する。

##### 66. したがって、( )に該当する。

##### 67. したがって、( )に該当する。

##### 68. したがって、( )に該当する。

##### 69. したがって、( )に該当する。

##### 70. したがって、( )に該当する。

##### 71. したがって、( )に該当する。

##### 72. したがって、( )に該当する。

##### 73. したがって、( )に該当する。

##### 74. したがって、( )に該当する。

##### 75. したがって、( )に該当する。

##### 76. したがって、( )に該当する。

##### 77. したがって、( )に該当する。

##### 78. したがって、( )に該当する。

##### 79. したがって、( )に該当する。

##### 80. したがって、( )に該当する。

##### 81. したがって、( )に該当する。

##### 82. したがって、( )に該当する。

##### 83. したがって、( )に該当する。

##### 84. したがって、( )に該当する。

##### 85. したがって、( )に該当する。

##### 86. したがって、( )に該当する。

##### 87. したがって、( )に該当する。

##### 88. したがって、( )に該当する。

##### 89. したがって、( )に該当する。

##### 90. したがって、( )に該当する。

##### 91. したがって、( )に該当する。

##### 92. したがって、( )に該当する。

##### 93. したがって、( )に該当する。

##### 94. したがって、( )に該当する。

##### 95. したがって、( )に該当する。

##### 96. したがって、( )に該当する。

##### 97. したがって、( )に該当する。

##### 98. したがって、( )に該当する。

##### 99. したがって、( )に該当する。

##### 100. したがって、( )に該当する。

##### 101. したがって、( )に該当する。

##### 102. したがって、( )に該当する。

##### 103. したがって、( )に該当する。

##### 104. したがって、( )に該当する。

##### 105. したがって、( )に該当する。

##### 106. したがって、( )に該当する。

##### 107. したがって、( )に該当する。

##### 108. したがって、( )に該当する。

##### 109. したがって、( )に該当する。

##### 110. したがって、( )に該当する。

##### 111. したがって、( )に該当する。

##### 112. したがって、( )に該当する。

##### 113. したがって、( )に該当する。

##### 114. したがって、( )に該当する。

##### 115. したがって、( )に該当する。

##### 116. したがって、( )に該当する。

##### 117. したがって、( )に該当する。

##### 118. したがって、( )に該当する。

##### 119. したがって、( )に該当する。

##### 120. したがって、( )に該当する。

##### 121. したがって、( )に該当する。

##### 122. したがって、( )に該当する。

##### 123. したがって、( )に該当する。

##### 124. したがって、( )に該当する。

##### 125. したがって、( )に該当する。

##### 126. したがって、( )に該当する。

##### 127. したがって、( )に該当する。

##### 128. したがって、( )に該当する。

##### 129. したがって、( )に該当する。

##### 130. したがって、( )に該当する。

##### 131. したがって、( )に該当する。

##### 132. したがって、( )に該当する。

##### 133. したがって、( )に該当する。

##### 134. したがって、( )に該当する。

##### 135. したがって、( )に該当する。

##### 136. したがって、( )に該当する。

##### 137. したがって、( )に該当する。

##### 138. したがって、( )に該当する。

##### 139. したがって、( )に該当する。

##### 140. したがって、( )に該当する。

##### 141. したがって、( )に該当する。

##### 142. したがって、( )に該当する。

##### 143. したがって、( )に該当する。

##### 144. したがって、( )に該当する。

##### 145. したがって、( )に該当する。

##### 146. したがって、( )に該当する。

##### 147. したがって、( )に該当する。

##### 148. したがって、( )に該当する。

##### 149. したがって、( )に該当する。

##### 150. したがって、( )に該当する。

##### 151. したがって、( )に該当する。

##### 152. したがって、( )に該当する。

##### 153. したがって、( )に該当する。

##### 154. したがって、( )に該当する。

##### 155. したがって、( )に該当する。

##### 156. したがって、( )に該当する。

##### 157. したがって、( )に該当する。

##### 158. したがって、( )に該当する。

##### 159. したがって、( )に該当する。

##### 160. したがって、( )に該当する。

##### 161. したがって、( )に該当する。

##### 162. したがって、( )に該当する。

##### 163. したがって、( )に該当する。

# 辰巳の基礎集中講義 [推薦文]

◇基礎集中講義を推薦します。



原先生のエピソードや実務を交えた講義が面白く、飽きずに、記憶が定着しやすかった。

R.K.さん

京都大学教育学部 2023 年予備試験合格



## ■辰巳の基礎講座受講のきっかけ・選んだ理由

独学で孤独を味わっていたので、予備校では先生や同志との交流が欲しいと思い、通学が可能な中から選びました。いくつかの予備校を体験受講したりサンプル講義を聞いた中で原先生の基礎講座を選んだのは、一番お話が面白かったからです。他の予備校ではテキストを読み上げるようなスタイルの講義が多かったですが、原先生はご自身のエピソードや実務の経験を交えた漫談（！？）を繰り広げてくださるので、飽きずに続けられる、また、記憶が定着しやすそうに感じました。

## ■辰巳の基礎講座を受けてみて

基礎講座は音声ダウンロードができるので、司法試験直前まで約4年間、移動中や家事時間に聞いていました。全講義10回ずつくらい聞いたと思います。ですので先生の交友関係や家族構成は完璧に頭に入っています（笑）。そして、原先生は初学者向けに「厳密にいうと若干正確ではないんだけど、単純化するとこういうこと」という説明を頻繁にしてくださったのですが、これが口述試験の勉強にとても役に立ちました。口述では問い合わせに即答しないといけないので、単純化して頭に入れておくのが大事だからです。



原先生の基礎講座は話が面白く、かつ、わかりやすいものだった。

S.K.さん

早稲田大学第一文学部一橋大学法科大学院【既修】  
2023年入学・2025年修了予定  
2023年予備試験合格

## ■辰巳の基礎講座を受けてみて

私にとって特に大きかったのは、基礎講座と答練（模試等含む）、福田先生のアドバイスでした。原先生の基礎講座は話が面白く、かつ、わかりやすいもので、全体像を把握するのに非常に良かったです。あくまでも基礎講座ですので、細部には至りませんが、私のように法学部出身でなくロースクールにも通っていなかった者にとっては、全体像が見えるということがとにかく大きかったです。



基礎講座受講と論文アウトプットの同時並行が効率的な学習法だった。

A. S.さん

大阪公立大学法科大学院【既修】

## ■辰巳の基礎講座を受けてみて

私は元々予備試験を目指していたこともあり、基礎講座や論文答練も予備試験対策のものを受講していました。ただ、そこで学んだことや論文作成の技術は、当然司法試験にも活きてきます。予備試験、司法試験に関わらず、基礎講座等すべての科目について全般的な知識を入れつつ、それとほぼ同時並行的に答練を受けて実際に答案を書いてアウトプットすることで、自分の理解の足りない部分等を効率的に学ぶことができます。

サンプル授業配信中！

資料請求隨時受付中

見逃し厳禁！初学者が予備試験を狙うなら

## 法律知識ゼロでもわかる！ 憲法体験講義 1

1:02:14



法律知識ゼロからGOALを狙う！  
予備試験合格

# 基礎

## 法律基礎講座

明日の私はきっと輝いている。

法律知識ゼロから、予備試験合格を狙う！

- 短期合格者と同じ！  
「ワントップ直面」の基礎講座。
- 予備試験 2026 or 2027年合格目標
- 自己に合わせて学べるユニット制。
- 2026年からのCBT対策に完全対応した  
オンライン講義を用意。
- フォローワー体制充実！  
講師に直接相談・質問ができる！

専門スタッフによる無料受講相談実施中！

無料受講相談で不安を解消！  
講師の質問や受講にまつわる質問等、  
専門スタッフが随時お手元にご応じます。

受講料：120,000円（税込）  
受講期間：2024年1月～2025年12月  
申込方法：  
TEL：03-5500-1234  
E-mail：info@tatsumi.co.jp

WEBはこり

辰巳法律研究所  
<https://service.tatsumi.co.jp/>

基礎集中講義  
のHP



パンフレットの  
資料請求



予備試験  
基礎集中講義 2026

民法  
～物権の効力～



東京大学生協ならお得に申込が可能です。